

議案第 29 号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例の廃止について

次のとおり大学教育奨学資金の利子補給に関する条例を廃止することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 3 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例を廃止する条例

大学教育奨学資金の利子補給に関する条例(昭和 37 年三朝町条例第 15 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。